

公益社団法人 伊奈町シルバー人材センター

令和8年度事業計画

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

I 基本方針

伊奈町の令和8年2月1日現在の総人口は44,808人で、前年の45,009人から201人減少しています。65歳以上の高齢化率は、24.2%で横ばいの状況となっていますが、シルバーの会員資格の60歳以上の人数は、令和8年2月1日現在13,246人で、前年の13,033人から213人増加しています。伊奈町でも人口減少と高齢化が進んでいます。

こうした社会の高齢化は、高齢者の働き方に大きな役割を占める公益社団法人伊奈町シルバー人材センター（以下「センター」という。）にも多大な影響を与えており、会員の入会年齢や平均年齢は、年々上昇を続けています。

センターの会員数は、令和3年4月に「改正高年齢者雇用安定法」が施行され、企業等における定年制の延長や再雇用制度の拡大がなされたこともあり、令和5年度末の336人をピークに減少傾向で推移しています。

センターでは、このような社会環境の変化をふまえ、令和8年度から令和12年度まで5か年を計画期間とした「第2次中期計画」を策定し、その中で「仲間と一緒に働いて、楽しさと健康と生きがいをもとめるシルバー」を将来像に設定しました。会員が笑顔で働くことを通じて健康を増進し、サークル活動等に参加することで仲間ができ、充実した生きがいを得ることを目指すものです。

シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと、高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに貢献できるよう、行政をはじめ関係機関等との連携・協力を強め、会員拡大及び女性会員の拡大並びに退会抑制の施策を進めるほか、就業機会の確保や新たな就業先の開拓、安全・適正就業、地域社会への貢献などに取り組んでまいります。

以下、次の事業を展開してまいります。

II 事業実施計画

1 会員数の拡大

新規の会員数を増やし、女性会員の拡大に努めます。また、会員の退会抑制につながる取り組みを推進します。

- (1) 会員紹介キャンペーンを引き続き展開し、シルバーの役員と会員が一丸となって会員の増強に努める。
- (2) 定期の入会説明会（月1回）を開催するほか、臨時の入会説明会を設けるなど新規会員の入会を促進する。
- (3) 女性会員の加入を促進するため、女性向け「入会説明会」を開催する。
- (4) イベントや地域社会貢献活動等で、シルバー事業の周知啓発を行い、入会の促進につなげる。
- (5) サークル活動等の充実を図り、会員間の交流を深め、センターの魅力を高める。
- (6) 新たな会員区分制度を新設し、就業が難しくなってもサークル活動等に参加し、居場所となる取り組みを進める。

2 就業機会の確保・拡大

就業機会の確保・拡大は、会員の拡大とともに、センターの事業発展の両輪をなすものであるため、会員の希望に沿った就業機会の確保・拡大に努めます。

- (1) 発注者のニーズ調査やアンケート調査により就業開拓に取り組むとともに、会員の希望に沿った就業機会を確保する。
- (2) 植木剪定や除草作業等の機械化等を整備し、担い手・後継者の育成・確保を進める。
- (3) 高齢者の生活支援として期待されている「福祉・家事援助サービス事業」を、女性会員の就業機会の拡大に繋げる。
- (4) 令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス新法）への対応において、引き続き契約方法の見直しについて会員や発注者等への周知と理解の促進を図り、新たな契約方法に基づく請負・委任による就業とそれに馴染まない業務については、シルバー派遣事業での受注を図るなど、法令を遵守した就業形態を確立する。
- (5) 未就業会員の意向確認等を行い、就業ニーズを把握し、希望就業機会の提供に努める。
- (6) 個別面談や就業体験等通じて会員の就業意向を把握し、マッチングを図る。
- (7) 会員の資質向上と作業能力向上のため講習会や研修等を実施する。

3 安全就業の推進

会員一人ひとりの安全意識と健康管理意識を高めるとともに、安全就業の徹底を図り、事故「ゼロ」を目指し、会員の安全や健康に関する事業に取り組みます。

- (1) 会員一人ひとりの安全意識と健康管理意識を向上させるための研修を実施する。
- (2) 安全・適正就業委員会の委員による会員就業現場での安全パトロールを毎月実施し、安全就業の徹底を図る。
- (3) 事故が発生した場合は、その内容を調査・分析し、再発防止を図る。
- (4) ヒヤリハットの案件についても広く事例を集め、事故やトラブルの発生予防に取り組む。
- (5) 就業適正化検討委員会において、会員の就業意向をふまえて就業の適正化を検討する。
- (6) 衛生委員会から健康に関する情報発信等を行うとともに、会員の健康意識の自己管理の醸成を図る。
- (7) フレイル予防や認知症予防の講習会の実施や情報提供に取り組む。
- (8) 夏季の熱中症予防対策は、センターの「熱中症予防ガイドライン」に基づき対応する。
- (9) 会員から「安全就業標語」を募集し、優秀作品については広く啓発事業等に活用し、安全就業意識の高揚を図る。

4 普及啓発活動の推進

センターの事業や活動等を町民や企業等に広く周知し、理解を得て信頼されることが、会員数の拡大や就業機会確保・拡大に繋がることから、様々な機会を捉えて周知・啓発活動を行います。

- (1) 会員の募集やセンターの事業活動を広く周知するため、ホームページの活用、町の広報紙や回覧板等によるPR等を行う。
- (2) 広報紙「シルバーいな」を年2回発行するとともに、町総合文化祭等のイベントに参加し、チラシ等を活用しながら啓発を行う。
- (3) 全国シルバー人材センター事業協会での調査結果を基に「シルバー人材センターで就業している人は、就業していない人より健康である」という点からPRを行う。

5 地域社会への貢献

社会奉仕活動等を通じて高齢者のいきがいの充実や社会参加の促進を図

り、地域に根ざし、町民から信頼されるセンターとなるため、地域の社会貢献に努めます。

- (1) 地域の見守り活動や伊奈まつりやシルバー人材センター事業普及啓発促進月間にあわせた、清掃ボランティア活動等を実施するとともに、さらなる地域貢献活動に努める。

6 運営体制の充実・強化

センターの運営体制の充実・強化には、安定した財政基盤の確立と自立的な運営基盤を強化する必要があるため、理事会や部会等の組織の活性化と事務局体制の充実を図ります。

- (1) 理事会や部会・委員会等の充実に努め、役員及び職員が一体となって事業運営の推進を図る。
- (2) 財政運営の健全化のため、補助金の確保や活用、事務や事業の見直しを行い、コスト削減に努める。
- (3) 会員自らがシルバーの企画・運営に積極的に参画し、自主的、主体的な活動を展開できるよう、地域班や職群班の活動等を支援し、活性化を図る。
- (4) 会員の就業サポートやサークル活動等のサポート、また、会員の日々の相談支援などに対応できるよう事務局体制の充実を図る。
- (5) センター職員の資質・能力向上のため、また、デジタル化やA I活用等にも対応できるよう研修会等に参加する。